

# 「静岡駅北口広場への喫煙所設置案」及び「清水駅周辺の路上喫煙禁止地区指定案と喫煙所設置案」について

## 1 趣旨

本市の「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」は、路上での喫煙による被害を防ぐことで、誰もが快適に過ごすことができる公共空間の確保を図り、健康的で安心・安全な生活環境を保つことを目的としています。

このたびの路上喫煙禁止地区の拡大及び新たな喫煙所の設置は、今まで以上に「たばこを吸わない人・吸う人の双方が、お互いの権利を尊重し、認め合う社会の形成」を目指すもので、これは、本年4月にスタートした第3次総合計画の重要テーマである『共生都市』（あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりの推進）の実現にもつながるものです。

また、「静岡駅」と「清水駅」は、本市の玄関口であり、多くの市民が利用するだけでなく、来訪者の「静岡市」のイメージを印象づける重要な場所です。この取組みにより、駅前広場を、ポイ捨てたばこがなく、清潔で美しい「もてなしの空間」とすることで、本市が目指す「国内外から多くの人々が訪れ、活発な交流が行われるまち」の実現に寄与します。

このようなことから、利用者が多い静岡駅北口及び今後も交流人口の増加が見込まれる清水駅において、より一層の分煙の推進を図り、人々が健康被害等を気にすることなく、また、互いに気兼ねせずに往来し、集うことのできる場を提供するため、下記のとおり**新たに路上喫煙禁止地区の指定及び喫煙所の設置**を計画しています。

## 2 内容

### (1) 静岡駅北口広場への喫煙所設置案（別図1に示す場所）

市民をはじめ他都市からの来訪者も多い静岡駅北口に喫煙所（路上喫煙禁止地区内）を設置することにより、来訪者へのおもてなしの気持ちを表し、路上喫煙による被害防止、たばこの吸い殻の散乱防止、環境美化の更なる充実を図ります。

喫煙所の設置場所については、静岡駅北口広場において、路上喫煙の被害が少ない場所であること、通行の障害となりにくいこと、喫煙者が利用しやすいことなどを考慮し、**別図1に示す場所**としました。

### (2) 清水駅西口広場及び東口広場の路上喫煙禁止地区指定案（別図2・3に示す区域）

駅の利用者が多く、三保松原や清水港等への観光客の増加により、路上喫煙被害が懸念される清水駅西口広場及び東口広場を、新たに路上喫煙の禁止地区に指定します。

禁止地区の指定にあたっては、西口広場、東口広場は、駅の利用客など多くの人々が往来する場所であり、バスターミナル、タクシー乗降場、一般乗降場、臨時バス乗降場な

ど利用客が多く集まる場所であり、利用者への喫煙による被害を配慮し、路上喫煙禁止地区としました。また、西口と東口を結ぶ自由通路についても、東西の駅前広場を結ぶ通路で人の往来が多く、一つの連続した空間として禁止地区に指定することで被害防止対策をより効果的に推進するため、**別図2・3に示す区域**としました。

### (3) 清水駅周辺の路上喫煙禁止地区内への喫煙所設置案（別図3に示す場所）

清水駅周辺の路上喫煙禁止地区指定にあわせ、禁止地区内に喫煙所を設置することにより、たばこを吸わない人、吸う人の双方が快適に過ごすことができる環境を創出します。

喫煙所の設置場所については、清水駅西口広場及び東口広場において、路上喫煙の被害が少ない場所であること、通行の障害となりにくいことを主に考慮し、**別図3に示す場所**としました。

## 3 施行時期

路上喫煙禁止地区の施行及び喫煙所の供用開始は**平成28年3月**を予定しています。

なお、路上喫煙禁止地区の指定にあたっては、十分な周知期間を確保するとともに、地区内における路上喫煙の禁止を徹底するため、路上喫煙被害等防止指導員が巡回指導を行います。

## 4 参考資料

### (1) これまでの経緯

平成17年11月	市内中学生を請願代表者らとする「歩きタバコ禁止条例」の制定に関する請願が静岡市議会に提出され、全会一致で採択
平成18年3月	条例案に対する市民意見の募集と実態調査を実施
平成18年6月	市議会において「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」が可決
平成18年10月	「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」施行
平成19年4月	①呉服町通り地区 ②七間町通り地区 路上喫煙禁止地区施行
平成19年11月	③けやき通り地区 路上喫煙禁止地区施行
平成21年4月	④静岡駅北口広場地区 ⑤静岡駅地下道地区 路上喫煙禁止地区施行
平成24年10月	⑥静岡駅南口広場地区 路上喫煙禁止地区施行 同地区内に喫煙所を設置

## (2)「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」の基本的な考え方

### ①条例の目的

この条例は、禁煙やたばこの撲滅を目指すのではなく、路上での喫煙による他人の身体、財産への被害を防ぎ、健康への影響も考慮することにより、健康的で安全・安心な生活環境を保つことを目的としたものです。市民等の責務として、路上喫煙に当たっては、路上喫煙による被害等の防止に配慮することを規定し、また市民等及び市が協働して被害等の防止に取り組んでいます。

### ②路上喫煙禁止地区の指定

平日でも人の往来が多く、また多くの市民等が集まるような場所で、喫煙によって第三者への被害のおそれと考えられる地区を路上喫煙禁止地区として指定しています。この禁止地区においては、たばこを吸うことはもちろん、火のついたたばこを持つことも禁止しています。禁止地区の指定にあたっては、通行量や喫煙の状況、当該地区の市民、事業者等の意見を参考としています。

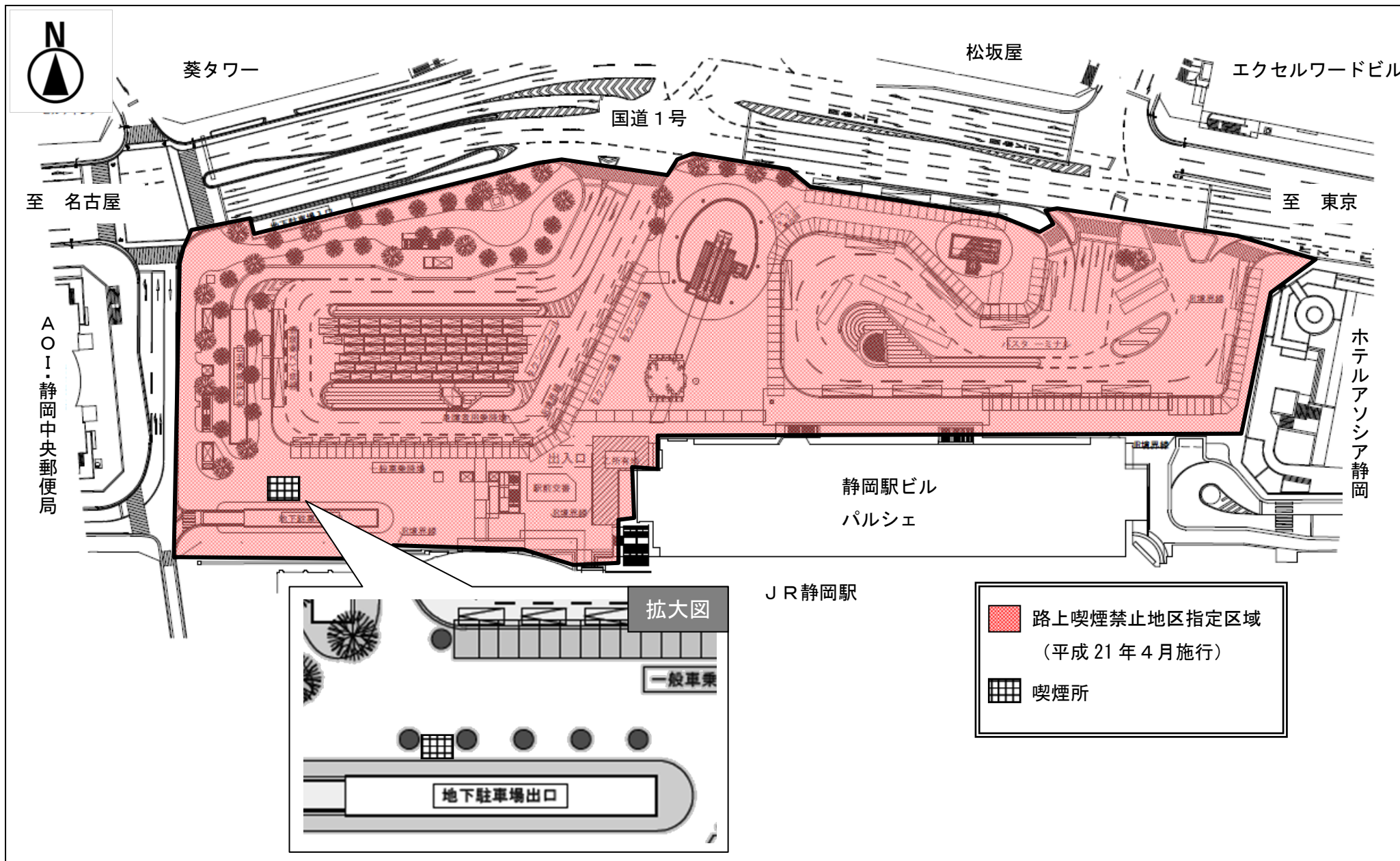
### ③過料処分

路上喫煙禁止地区において路上喫煙をした場合は、条例により 5 万円以下の過料を科すことになっており、別に定める規則により、過料の金額は 2,000 円となっています。ただし、直ちに過料を科すのではなく、まず喫煙者の良識に期待し、その期待を裏切る悪質な路上喫煙者に対し過料を科していきます。これは、路上などの公衆の面前で指導を受けることは、社会的にも心地よいものではないこと、また規制が浸透していくほど市民の目も厳しくなることなどにより、違反者も減っていくと考えます。

### ④語句説明

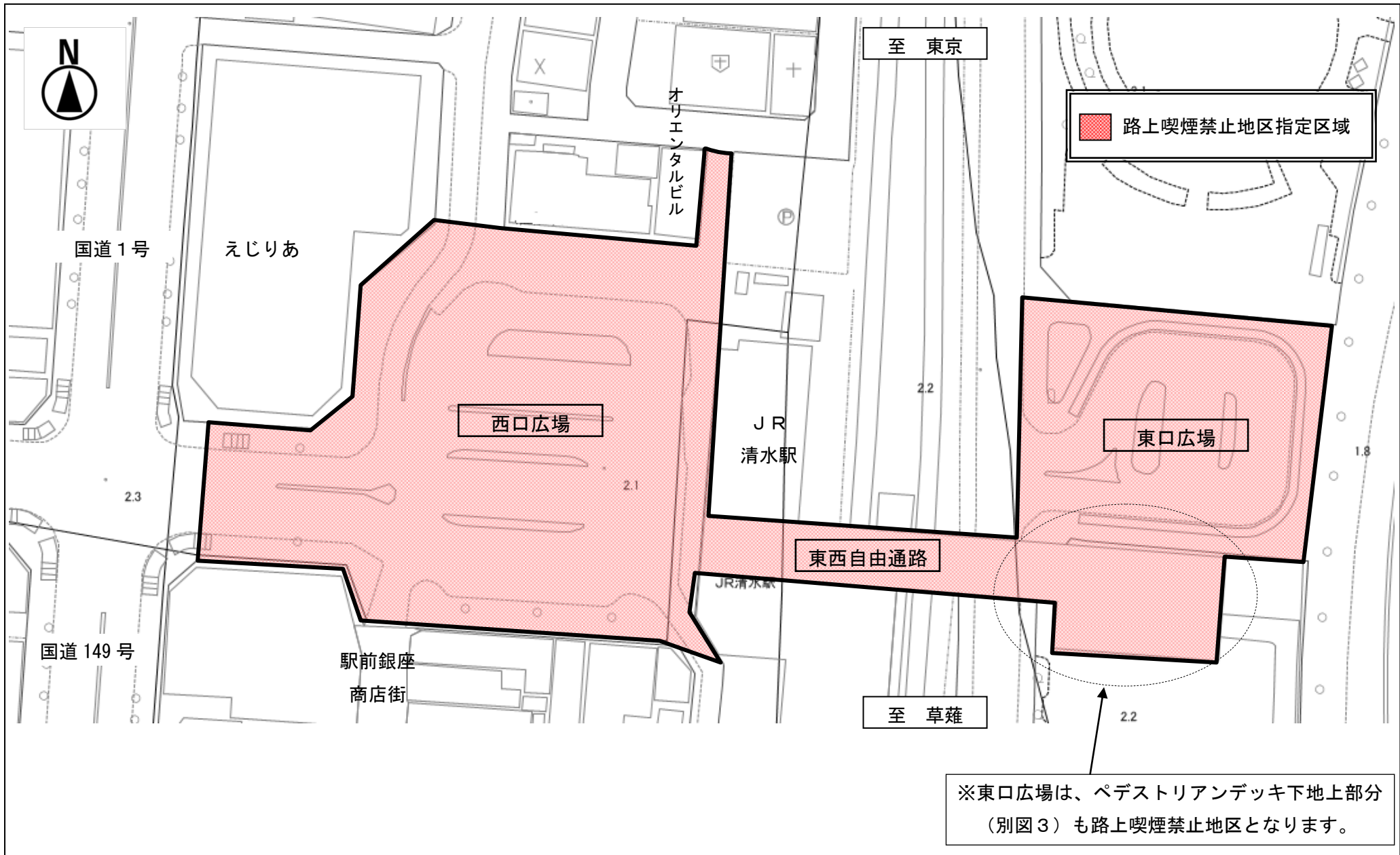
- ・路上喫煙 道路や公園など屋外の公共の場所でたばこを吸うこと、又は火のついたたばこを所持すること
- ・市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する人

# 静岡駅北口広場 喫煙所設置場所案



# 清水駅西口広場・東口広場 路上喫煙禁止地区指定案

別図2



# 清水駅東口広場（地上部分） 路上喫煙禁止地区指定案及び喫煙所設置場

